

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の施行及び防災重点ため池の再選定による今後の対応について

1 これまでの経過

【国】

- H30 年 11 月 防災重点ため池の選定基準を見直し
- R 元年 5 月末 防災重点ため池の再選定
- 6 月 11 日 防災重点ため池の再選定結果について、国及び県公表
- 7 月 1 日 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の施行

【島根県】

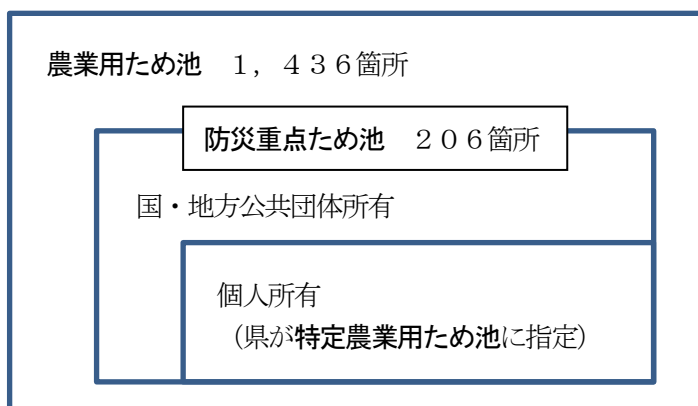
- R 元年 6 月 14 日 防災重点ため池の位置情報を県ホームページで公開

【市】

- R 元年 6 月 24 日 防災重点ため池となった「ため池管理者」への通知
- 6 月 26 日 市議会建設農林水産常任委員会において説明
- 8 月 2 日 該当地区の土木委員及び該当地区のコミュニティセンターへ概要を通知
- 8 月 20 日 広報いずも 9 月号に掲載
- 9 月 4 日 市ホームページに掲載

2 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年 7 月 1 日施行）について

- 農業用ため池の届出
農業用ため池の所有者または管理者は、施設に関する情報を県に届け出る事が必要。
- 防災上重要な農業用ため池を県が指定
防災重点ため池のうち、個人が所有するものを、県が「特定農業用ため池」に指定。
 - 「特定農業用ため池」に指定された場合
 - ① 堤体の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状を変更する行為など、ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為は、県の許可が必要。
 - ② 所有者や管理者が、決壊を防止するために防災工事を実施する場合は、30 日前までに県へ計画を届け出る事が必要。
- 農業用ため池の構成



3 防災重点ため池について

(単位：箇所)

		農業用ため池	防災重点ため池	
			新基準	旧基準
島根県		5, 0 1 4	1, 3 0 5	2 3 6
	出雲市	1, 4 3 6	2 0 6	3 3
	出雲地域	3 5 2	4 3	1
	平田地域	6 7 4	8 5	1 5
	斐川地域	1 4 7	2 8	7
	佐田地域	1 4 9	2 2	3
	多伎地域	7 6	1 5	3
	湖陵地域	3 7	1 2	4
	大社地域	1	1	0

【新基準】 全国で統一された基準

[定義] 決壊した場合の浸水区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

[選定基準]

- ① ため池から 1 0 0 m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ② ため池から 1 0 0 ～ 5 0 0 m の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が 1, 0 0 0 m³ 以上のもの
- ③ ため池から 5 0 0 m 以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が 5, 0 0 0 m³ 以上のもの
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

4 今後の対応

(1) 県の対応

- ① 防災重点ため池について、名称、位置、貯水量の情報を掲載した「ため池マップ」の作成・公表（年内目途）
- ② 所有者等による「農業用ため池の届出書」の取りまとめ（～12 月末）
- ③ 特定農業用ため池の指定（1 月）
- ④ 緊急連絡体制表の整備、ハザードマップの作成・公表（年度内目標）
- ⑤ ため池の相談を受けるサポートセンターの開設予定（10 月）

(2) 市の対応

- ① 地元説明会の開催（10 月中旬～）
（内容）
 - ・新法の概要について（農業用ため池の届出義務等）
 - ・防災重点ため池の再選定について
 - ・緊急連絡体制表の整備について
 - ・ため池整備、廃止事業について
 - ・ため池整備、廃止事業の要望調査について
- ② 所有者等への届出書の配布・県への取りまとめ作業（10 月中旬～）
- ③ ため池整備、廃止事業の要望調査表配布・受付（10 月中旬～3 月）